

# 有機農業の推進に関する基本的な方針（骨子案） に対する意見募集の結果概要（案）

農林水産省

## 意見募集期間

令和2年3月3日（火）～ 同3月12日（木）

## 意見募集方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム  
をからの提出のほか、郵送、FAXにより受付

## 御意見提出者数

48団体・個人

# 主な御意見と対応状況

主な御意見	対応状況
<ul style="list-style-type: none"><li>○有機農業による地域振興、地域活性化を位置付けるべき</li><li>○有機の里づくりを進めるべき</li></ul>	<p>「基本的な事項」において、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有機農業の取組拡大は、農業施策全体のみならず、農村におけるSDGsの達成に貢献する</li><li>・有機農業を通じた地域振興につなげていくため、「有機の里づくり」などの産地づくりを推進することが重要である</li></ul> <p>旨を記載しています。</p> <p>「施策に関する事項」の2（2）「有機農業の産地づくりに関する施策」において、「有機の里づくりなどの、有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、」に行う施策について記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>○国際水準の有機農業を推進する必要性を説明すべき。</li><li>○国際水準の有機農業とはどの様なものか記載すべき。</li></ul>	<p>「施策に関する事項」の1「施策の考え方」において、食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会におけるこれまでの議論を踏まえ、我が国においても各国と同水準以上の有機農業を推進する重要性について整理とともに、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JASに定められた取組水準を国際水準という旨記載しています。</p> <p>なお本項において、「有機JAS認証を取得するかしないかは、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提とする」旨明記しています。</p>

主な御意見	対応状況
○慣行農業からの転換者も含めた人材育成すべき。	<p>「施策に関する事項」の2（1）「有機農業の人材育成に関する施策」において、人材育成の対象について、有機農業を行おうとする新規就農希望者のみならず、「慣行農業から有機農業へ転換しようとする者など新たに有機農業を行おうとする者及び有機農業に取り組む生産者」も明記し、慣行からの転換者も対象に位置づけております。</p> <p>また2（1）①「新たに有機農業を行おうとする者に対する施策」では、「農業大学校や民間団体、農業者等と連携した研修機会の拡大」「有機農業に容易に従事できるよう技術的・経営的サポートに努め、有機農業への参入へのハードルを下げていく」旨を記載しております。</p>
○有機の種子・種苗の確保に向けた取組を推進すべき。	「施策に関する事項」の2（1）②「有機農業の取組に対する施策」において、「地方公共団体を通じた種子種苗供給施設等の共同利用施設の整備」や、「地方公共団体と連携するとともに農業者等の協力を得て、有機の種子又は苗等の確保を図るための採取技術の講習や優良な取組の情報発信の取組支援」に引き続き努める旨記載しております。
○有機農業に適した農地の確保を進めるべき。	「施策に関する事項」の2（2）「有機農業の産地づくりに関する施策」において、「有機農業に適した農地の確保、団地化を推進するよう努める」旨記載しております。
○有機JAS認証を取りやすくすべき。	「施策に関する事項」の3（1）②に「有機JAS認証を取得しやすい環境づくり」を設け、「国は、都道府県を通じ、農業者に指導及び助言を行える人材の育成や、生産現場における指導体制の整備に努める」こと、「認証の取得に係る手続きの簡素化」や、「有機認証を取得する際の農業者の負担が軽減されるよう努める」こと等を記載しております。

主な御意見	対応状況
<p>○有機JAS等の食品表示制度等の見直しを推進すべき。</p> <p>○関連制度の整理・体系化すべき。</p>	<p>「施策に関する事項」の3（1）②「有機JAS認証を取得しやすい環境づくり」において、「国は、有機JAS等関連する制度等についてわかりやすく整理・体系化するとともに、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行う」旨記載しております。</p>
<p>○特別栽培、GAP等との違いをわかりやすく消費者等に伝えるべき</p>	<p>「施策に関する事項」の3（2）①「消費者の理解と関心の増大に関する施策」において、「JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等について、消費者や関係者への普及啓発に引き続き努める」旨記載しております。</p>
<p>○有機農業への理解を促すため、消費者への情報発信を進めるべき。</p>	<p>「施策に関する事項」の3（2）①「消費者の理解と関心の増大に関する施策」において、「自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を行う」こととしております。</p> <p>なおその際「多様な民間事業者に対し、研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が地域活性化や雇用なども含む、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながる取組であることを、消費者にわかりやすく伝える者を増やし、消費者の理解や関心を増進する機会を増やすよう努める」旨記載しております。</p>
<p>○PGSやCSAの取組について記載すべき。</p>	<p>「施策に関する事項」の3（2）②「有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策」において、「食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に引き続き努める。その際、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動の促進、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き努める」旨記載しております。</p>

主な御意見	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校で有機農業に関する教育を充実すべき。</li> <li>○学校給食での有機農産物の利用を推進すべき。</li> </ul>	<p>「施策に関する事項」の3（2）②「有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策」において、「食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民とが互いに理解を深める取組の推進に努める」旨、また「地方公共団体の相互の交流や連携を促すネットワーク構築を推進し、有機農業を地域で支える取組事例の共有等が行われるよう、必要な支援に努める」旨記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○有機農業向けの育種や有機農業の技術開発を進めるべき。</li> </ul>	<p>「施策に関する事項」の4「技術の開発と普及の促進」において、国は、国立研究開発法人、都道府県等に対し、雑草対策等の有機農業の栽培技術や有機農業向けの育種など有機農業に関する技術開発等に取り組むよう働きかけるとともに、関係機関・者に対しこれらを組み合わせた技術体系の確立や実証試験、研究成果情報の提供等に努める旨記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業者数の把握などの調査等をもっと充実すべき。</li> </ul>	<p>「施策に関する事項」5「調査の実施」において、「有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、わかりやすい情報の発信に努める」旨記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標年を5年後にするべき。</li> <li>○目標年を10年後としても途中で見直しすべき。</li> </ul>	<p>「その他必要な事項」の3「基本方針の見直し」において、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから10年後を目標年度と設定しつつも、「この達成状況について隨時確認するとともに、農業全体の様々な計画の見直し状況を踏まえ、5年後を目処に中間評価を行い、見直しを検討する」旨記載しております。</p>